

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
告 示	
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認.....	(農業経営課) 43
○農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画.....	(農地調整課) 43
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(漁業管理課) 43
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課) 44
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 45
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課) 45

告 示

北海道告示第477号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、稚内市から承認申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成20年7月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 農地保有合理化法人の名称 稚内市
- 農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第1号に規定する事業）
- 承認年月日 平成20年7月7日

北海道告示第478号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

「次のとおり」は、省略し、その土地配分計画の予定売渡口数及び予定売渡面積は、北海道農政部農業経営局農地調整課に備え置いて縦覧に供する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

平成20年7月22日

区 分	所在地	地区名
上川支庁 知事作成分	士別市	朝日ペンケ
留萌支庁 知事作成分	天塩町	振 老
留萌支庁 知事作成分	天塩町	更 岸
釧路支庁 知事作成分	厚岸町	奥別寒辺牛
釧路支庁 知事作成分	浜中町	熊 牛
釧路支庁 知事作成分	標茶町	多 和
釧路支庁 知事作成分	白糠町	白 糠
根室支庁 知事作成分	別海町	上 風 連

北海道告示第479号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年7月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- 履行期日 平成20年9月17日から10月31日まで
- 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年7月22日から8月5日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁地下 1 階 2 号会議室
(送付による場合は、郵便番号 060—8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)

(2) 入 札 日 時 平成20年 9 月 5 日 午後 2 時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)の A 及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060—8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011—204 - 5486

(2) 前金払いは、契約金額の 4 割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUO-MARU Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., September 5, 2008

C . Contact point for notice : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries Department
of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku,
Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年 7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 石狩市厚田区厚田387、525、837の 1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 石狩市浜益区千代志別720の 3、721の 3、721の 4

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第481号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年 7 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更東四線276の2地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、274の2・274の3・276の1・276の2・278の3・282の17(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、278の2、278の4、字上音更東三線271の4、271の11
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第482号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 7 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町トライベツ381(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第483号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 7 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内506の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

